

## 令和3年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

### 追加議案8件

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 96号 | 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第 97号 | 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 議案第 98号 | 港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 99号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                       |
| 議案第100号 | 令和3年度港区一般会計補正予算（第6号）                               |
| 議案第101号 | 令和3年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）                         |
| 議案第102号 | 令和3年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）                          |
| 議案第103号 | 令和3年度港区介護保険会計補正予算（第3号）                             |

## 令和3年第4回港区議会定例会追加議案の概要

### 議案第96号

【総務部総務課】

#### 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の引下げ

・ 3月支給分 0.25月 → 0.10月

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.725月 (△0.075)	1.825月 (△0.075)	0.25月 (0)	3.80月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・ 3.95月 → 3.80月(△0.15月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

### 議案第97号

【総務部総務課】

#### 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の引下げ

・ 3月支給分 0.25月 → 0.10月

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.725月 (△0.075)	1.825月 (△0.075)	0.25月 (0)	3.80月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・3.95月 → 3.80月(△0.15月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

議案第98号

【総務部人事課】

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の改定

・令和4年3月支給分の期末手当の支給月数を0.15月(再任用職員については、0.05月)引き下げます。

	3月分	年間
管 理 職 員	0.10月 (△0.15)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)
再任用職員 (管理職員)	0.05月 (△0.05)	1.15月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.05月 (△0.05)	1.35月 (△0.05)
会計年度任用職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員	0.850月 (△0.075)	0.900月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)
再任用職員 (管理職員)	0.500月 (△0.025)	0.550月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.15月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.600月 (△0.025)	0.650月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.35月 (△0.05)
会計年度任用職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます(会計年度任用職員にあっては、勤勉手当の支給対象ではないため除きます。)

- ・管理職員 } 4.60月 → 4.45月
- 管理職員以外の職員 } (△0.15月)
- ・再任用職員 2.40月 → 2.35月  
(△0.05月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

**議案第99号 【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】  
港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の改定

- ・令和4年3月支給分の期末手当の支給月数を0.15月(再任用職員については、0.05月)引き下げます。

	3月分	年 間
管 理 職 員	0.10月 (△0.15)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.05月 (△0.05)	1.15月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.05月 (△0.05)	1.35月 (△0.05)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年 間
管 理 職 員	0.850月 (△0.075)	0.900月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.500月 (△0.025)	0.550月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.15月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.600月 (△0.025)	0.650月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.35月 (△0.05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・ 管 理 職 員 } 4.60月 → 4.45月
- 管理職員以外の職員 } (△0.15月)
- ・ 再 任 用 職 員 2.40月 → 2.35月
- (△0.05月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

議案第100号

【企画経営部財政課】

令和3年度港区一般会計補正予算(第6号)

本案の概要は、別表のとおりです。

**議案第101号**

**【企画経営部財政課】**

**令和3年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）**

本案の概要は、別表のとおりです。

**議案第102号**

**【企画経営部財政課】**

**令和3年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）**

本案の概要は、別表のとおりです。

**議案第103号**

**【企画経営部財政課】**

**令和3年度港区介護保険会計補正予算（第3号）**

本案の概要は、別表のとおりです。

## 議案第100号

## 令和3年度港区一般会計補正予算（第6号）概要

## 1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
1 議会費	748,048	△ 5,567	742,481		△ 5,567	1 区議会議員人件費の減 (1)報酬の減 △ 4,743 (△ 4,743) 2 職員人件費の減 (1)一般職員の減 △ 824 (△ 824)
2 総務費	22,271,280	△ 46,114	22,225,166	国庫支出金 △ 1,290	△ 44,824	1 職員人件費の減 △ 45,862 (1)特別職の減 (△ 763) (2)一般職員の減 (△ 29,028) (3)会計年度任用職員の減 (△ 16,071) 2 自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進に要する 経費の減 △ 252 (1)港区史編さんの減 (△ 252)
3 環境清掃費	6,853,447	△ 9,606	6,843,841		△ 9,606	1 職員人件費の減 △ 9,606 (1)一般職員の減 (△ 9,606)
4 民生費	59,500,422	906,113	60,406,535	国庫支出金 950,000	△ 43,887	1 職員人件費の減 △ 43,887 (1)一般職員の減 (△ 43,887) 2 支援が必要な子どもと家庭を確実に支えるに要する追加 経費を計上 950,000 (1)子育て世帯への臨時特別給付金を計上 (950,000)
6 産業経済費	15,121,600	△ 1,643	15,119,957		△ 1,643	1 職員人件費の減 △ 1,643 (1)一般職員の減 (△ 1,643)
7 土木費	20,218,511	△ 8,359	20,210,152		△ 8,359	1 職員人件費の減 △ 8,359 (1)一般職員の減 (△ 8,359)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
8 教育費	26,655,049	△ 22,603	26,632,446	国庫支出金 △ 115 都支出金 △ 479 繰入金 △ 141,780  計 △ 142,374	119,771	1 職員人件費の減 △ 18,082 (1)特別職の減 (△ 221) (2)一般職員の減 (△ 11,603) (3)会計年度任用職員の減 (△ 694) (4)指導主事の減 (△ 389) (5)教職員の減 (△ 5,175)  2 「徳」「知」「体」の育成に要する経費の減 △ 4,521 (1)教育相談の減 (△ 72) (2)学校非常勤講師の減 (△ 4,408) (3)教育課程外指導の減 (△ 41)
10 諸支出金	7,522,423	△ 5,885	7,516,538		△ 5,885	1 安心できる地域保健・地域医療体制の推進に要する経費の減 △ 2,689 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 (△ 2,689)  2 誰もが安心して暮らせる地域づくりに要する経費の減 △ 628 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 (△ 628)  3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費の減 △ 2,568 (1)介護保険会計繰出金の減 (△ 2,568)
歳出合計	173,474,270	806,336	174,280,606	806,336	0	

国庫支出金	948,595
都支出金	△ 479
繰入金	△ 141,780
計	806,336



議案第101号

令和3年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	573,389	△ 2,689	570,700	繰入金 △ 2,689	1 職員人件費の減 △ 2,424 (1)一般職員の減 (△ 2,424) 2 国民健康保険事業運営の減 △ 265
歳出合計	23,460,810	△ 2,689	23,458,121	△ 2,689	

議案第102号

令和3年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	170,850	△ 628	170,222	繰入金 △ 628	1 職員人件費の減 △ 530 (1)一般職員の減 (△ 530) 2 後期高齢者医療会計保険料賦課の減 △ 98
歳出合計	5,754,250	△ 628	5,753,622	△ 628	

議案第103号

令和3年度港区介護保険会計補正予算（第3号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	787,505	△ 2,568	784,937	繰入金 △ 2,568	1 職員人件費の減 △ 2,165 (1)一般職員の減 (△ 2,165) 2 介護保険課運営の減 △ 403
歳出合計	18,068,270	△ 2,568	18,065,702	△ 2,568	